

【県】地域企業感染症対策等支援事業費補助金（コロナ感染症対策補助金）

補助対象経費になるもの・ならないもの

【消耗品】

※上限3万円まで



1回で使い切るもの、
使用すると量が減るもの
(マスク、手袋、消毒液、
除菌シート、ハンドソープ)

新しくテイクアウトを始めた場合

弁当容器、割りばし、
おしぼり、手提げ袋



【手洗い】



センサー式
水道蛇口



手洗い場の
新設工事

【体調管理】



体温計、サーモカメラ
<ならないもの>加湿器

【消毒・抗菌化】

消毒用品
(消毒液ポンプ、消毒剤噴霧器、
オゾン発生器、紫外線消毒器等)
営業再開時などの店内清掃の委託、
店内施設の抗菌化 (土足部分を除く)



<ならないもの>
日常的な清掃業務の委託、食洗器、
リネン類・制服のクリーニング

【換気】



換気扇、空気清浄機、エアコン、扇風機、送風機、窓、網戸
<ならないもの>
交換用フィルター、網戸の張替え、エアコン清掃費

【飛沫感染防止・接触感染防止】



アクリル板



ビニールカーテン



フェイスシールド
ゴーグル等

電子決済、セルフレジ、自動発券機等の導入、来客がふれる設備のセンサー化 (自動ドア、照明、自動開閉便座等)

【距離の確保】



パーティション、
カーテン等

屋外で営業する場合の物品
(椅子・テーブル・日よけ等)、
店舗の改装、来客案内用の
ポスターや張り紙

<ならないもの>
オンラインでの予約システム
リモートでの接客対応
従業員のテレワーク機器

この補助金は、事業者の皆さんが取り組む感染症対策などの経費を補助するものです。
また、飲食店が新たに業態転換 (テイクアウトや宅配等) に要した経費も対象です。

対象者

- ① 飲食業・小売業・サービス業・鉄道及び道路旅客運送業
(来店型の店舗や事業所で実施する感染症対策が対象となります)
- ② 中小企業者又は個人事業主、中小企業を構成員とする団体
- ③ ①業種以外でも、顧客への物品販売やサービスの提供など、従業員と顧客の接点が生じる場合。

補助額

1店舗・1事業所当たり10万円(税抜)を上限として、補助対象経費の全額を補助します。

※うち、消耗品費の申請上限は3万円です。

補助対象期間

令和2年4月1日～令和2年12月31日

※令和2年4月1日以降で交付決定前に着手した経費も支払いの確認ができれば対象となります。

上記のほか各業界団体が定めるガイドライン等に沿って取り組む感染症対策によって、
対象となるもの等があります。お気軽にお問合せください。

<申込・問合せ> 久慈商工会議所経営支援課 TEL 52-1000 FAX 52-1051

申請様式は久慈商工会議所ホームページからもダウンロードできます。